

夕涼に、藩士・町方共に螢狩とて、老若男女群をなし、晚景は此の地邊繁昌なりしゆゑ、先年此の地に於て藩士鬪争に及び、刃傷等の騒動あり。是を鍋のつるの喧嘩といへりと、古老の傳話残れり。右喧嘩ありし年曆事實、いまだ不詳。追考すべし。

○鍋之鉢陰火

龜尾記に云ふ。鍋のつるといふ芦原は、昔よねといふ女、此所にて釜煎の刑に處せられたる遺跡なりとぞ。右よねが亡魂とて、此處より陰火出づ。之をよねが火と呼べり。又小雨降る夜は、螢の如きもの往來人の簑笠などにつく事ありて、拂へども去らず。是も陰火にて、世人みの虫と呼べり。文政の頃、大豆田三昧の地蔵を爰に移せしより、其の憂へなしといへり。又予が父は、犀川下川除町邊に出生し、幼少より彼のよねが火を毎度見たり。此の陰火は、夏季鍋のつるの邊より出で、犀川橋邊まで来て、橋を越ゆる事なしと。古老の話に、若し橋を越ゆれば必ず成佛すといへり。如何なる事か、文政の頃より此の陰火を見たる人なし。此の陰火は其の狀手提灯の程にて、ふら／＼と犀川の河下

より來り、川筋通り河上へ登ると父の話なり。按ずるに、彼の釜煎に成りたる罪人の名、記録どもには皆ねいとあり。然るをよねが火と呼べるは、ねいが火といふべきを呼び誤りたるものならんか。

○釜煎處刑記事

菅家見聞集に云ふ。寛文六年四月石川郡番匠垣内村太郎左衛門と云ふ百姓之娘、名をねいと云ふ女、金澤へ出ではした者を勤め、數ヶ所にて度々主人之家に放火す。此の事露顯、犀川・淺野川兩橋にこれをさらし、犀川下の河原に於て釜煎に被處、其後泉野に張付に懸けらる。とあり。混見摘寫には、石川郡番匠垣内村百姓之娘ねいと云ふ者、金澤へ奉公に出で、主人の家々にて前後六ヶ所まで火を付け、盜をなしたる由白狀す。依之寛文六年四月十六日犀川河原にて釜煎の刑に行はれ、死骸はさらし捨てに成りたり。其場所は、犀川の下におねが嶋と云ふ處のよし、其時の釜後々まで公事場にあり。釜の横に念佛を鑄付け、蓋に首穴あり。其外にも穴多く明けある也。とあり。又改作所舊記に、火付女ねいと申す者、寛文六年四月十六日法船寺下河原にお

いて釜煎に被仰付候に付、御郡方ほえ賣上候様申來り、河北郡より三十束、御小人頭次郎助手合へ渡遣候處、追而右代銀親類共より銀子六匁十村宿へ持參、請取り村方へ相渡候由、留候に相見候事。とあり。按ずるに、右釜煎に處せられし場所は、犀川の下おねが嶋と云ふ處なりとある地は、則ち仁藏河原なる鍋のつるといへる地にて、此の地邊そのかみ水難にて中嶋に成り居たるにより、此所にて釜煎に處せられ、おねが嶋といふ名も、ねいが釜煎に成りたる地なるゆゑ、後にかく呼びたるなるべし。又彼の釜は、三壺記に、元和四年の夏、金澤山崎町田上屋彌右衛門の妻たねと云ふ女と陀羅尼鍛冶吉兵衛弟六藏と云ふ者と密通し、彌右衛門を殺害せし罪科に依りて、泉野にて釜煎に處せらる。此時惣鑄物師集り、新たに吹場を拵へ釜を鑄立つ。とあり。彼の念佛を鑄付けたりといへる釜と同じ釜にて、元和四年に吹立を命ぜられ、公事場に備へ置かれたるなりと聞ゆ。國事昌披問答に、問うて曰く、罪人も昔は釜煎抔と云ふ賣も有之由。今釜煎なきは藩侯の位階卑き故に候哉。又其刑に當る罪人無之ゆゑに候哉。答へて云ふ。官位に應じ刑罰の輕

重ある儀如何。既に寛文六年四月、石川郡番匠垣内村太郎左衛門が娘ねいと云ふ者、金澤へ出で奉公し、數ヶ所主人之家に火を付け、罪顯はれ、兩橋にさらしものにし、犀川河下にて釜煎にして、泉野に磔にせらる。此時綱紀御官位正四位下中將なり。宰相に御轉任以後にも無之候。刑罰相當無之様にて、火あぶりなどの罪科は、天下の仕置の外諸侯のせざる事にも候やにて候。尙功者のものに尋ねられ可然。とありて、此の後は金澤藩にて重罪は磔をば最上の處刑となしたりけり。

○蘭田町

此の地は、もと村地にて、往昔は蘭田なりしを、相對請地となし、小家共を建て町地と成りたるゆゑ、蘭田町と呼べりといへり。國事昌披問答に載せたる金澤町名附に、大豆田町の次に蘭田町とあり。

○蘭田

和名抄に、蘭和名爲、玉篇云。蘭似莞而細。堅宜爲席。とありて、蘭を殖えける田地なるにより、蘭田とは呼べり。或は云ふ。昔は金澤の地邊にても、吳塵の類を産せしゆゑ、